

資料 3

帯広市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正案（令和7年11月）	現 行（令和7年2月）	備 考																																				
94	<p>第13節 雪害予防計画 (略) ウ 市所管</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>道 路 形 状</th><th>除 雪 目 標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td><td>4車線 幹線道路。片側2車線の道路</td><td>車道幅員の70%以上確保する。</td></tr> <tr> <td>第2種</td><td>2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。</td><td>車道幅員の70%以上確保する。</td></tr> <tr> <td>第3種</td><td>2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。</td><td>車道幅員の70%以上確保する。</td></tr> <tr> <td>第4種</td><td>生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。</td><td>4.0m～5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。</td></tr> <tr> <td colspan="2">歩 道 除 雪</td><td>歩行に支障とならない路面状況を確保し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>※大雪・災害時の道路状況によつては、これによらない場合がある。 (略)</p>	種類	道 路 形 状	除 雪 目 標	第1種	4車線 幹線道路。片側2車線の道路	車道幅員の70%以上確保する。	第2種	2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。	車道幅員の70%以上確保する。	第3種	2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。	車道幅員の70%以上確保する。	第4種	生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。	4.0m～5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。	歩 道 除 雪		歩行に支障とならない路面状況を確保し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。	<p>第13節 雪害予防計画 (略) ウ 市所管</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>道 路 形 状</th><th>除 雪 目 標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td><td>4車線 幹線道路。片側2車線の道路</td><td>車道幅員の70%以上確保する。</td></tr> <tr> <td>第2種</td><td>2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。</td><td>車道幅員の70%以上確保する。</td></tr> <tr> <td>第3種</td><td>2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。</td><td>車道幅員の70%以上確保する。</td></tr> <tr> <td>第4種</td><td>生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。</td><td>4.0m～5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。</td></tr> <tr> <td colspan="2">歩 道 除 雪</td><td>歩行に支障とならない路面状況を確保し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(新設) (略)</p>	種類	道 路 形 状	除 雪 目 標	第1種	4車線 幹線道路。片側2車線の道路	車道幅員の70%以上確保する。	第2種	2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。	車道幅員の70%以上確保する。	第3種	2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。	車道幅員の70%以上確保する。	第4種	生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。	4.0m～5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。	歩 道 除 雪		歩行に支障とならない路面状況を確保し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。	帯広市総合除雪基本計画の内容とする修正
種類	道 路 形 状	除 雪 目 標																																					
第1種	4車線 幹線道路。片側2車線の道路	車道幅員の70%以上確保する。																																					
第2種	2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。	車道幅員の70%以上確保する。																																					
第3種	2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。	車道幅員の70%以上確保する。																																					
第4種	生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。	4.0m～5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。																																					
歩 道 除 雪		歩行に支障とならない路面状況を確保し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。																																					
種類	道 路 形 状	除 雪 目 標																																					
第1種	4車線 幹線道路。片側2車線の道路	車道幅員の70%以上確保する。																																					
第2種	2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。	車道幅員の70%以上確保する。																																					
第3種	2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。	車道幅員の70%以上確保する。																																					
第4種	生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。	4.0m～5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。																																					
歩 道 除 雪		歩行に支障とならない路面状況を確保し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。																																					
95	<p>(3) 雪捨場の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>指 定 場 所</th><th>所 在 地</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>十勝川 <u>(西18条)</u> 雪捨場</td><td>帯広市西18条北3丁目</td><td>40,000 m²</td></tr> <tr> <td>2</td><td>札内川 <u>(依田)</u> 雪捨場</td><td>幕別町依田</td><td><u>32,375</u> m²</td></tr> <tr> <td>3</td><td>札内川 (大正) 雪捨場</td><td>帯広市<u>大正町西1線</u></td><td><u>8,100</u> m²</td></tr> </tbody> </table>		指 定 場 所	所 在 地	面 積	1	十勝川 <u>(西18条)</u> 雪捨場	帯広市西18条北3丁目	40,000 m ²	2	札内川 <u>(依田)</u> 雪捨場	幕別町依田	<u>32,375</u> m ²	3	札内川 (大正) 雪捨場	帯広市 <u>大正町西1線</u>	<u>8,100</u> m ²	<p>(3) 雪捨場の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>指 定 場 所</th><th>所 在 地</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>十勝川雪捨場</td><td>帯広市西18条北3丁目</td><td>40,000 m²</td></tr> <tr> <td>2</td><td>札内川 <u>(愛国)</u> 雪捨場</td><td>帯広市愛国町南9線</td><td><u>19,500</u> m²</td></tr> <tr> <td>3</td><td>札内川 (大正) 雪捨場</td><td>帯広市<u>富士町基線19号</u></td><td><u>2,500</u> m²</td></tr> </tbody> </table>		指 定 場 所	所 在 地	面 積	1	十勝川雪捨場	帯広市西18条北3丁目	40,000 m ²	2	札内川 <u>(愛国)</u> 雪捨場	帯広市愛国町南9線	<u>19,500</u> m ²	3	札内川 (大正) 雪捨場	帯広市 <u>富士町基線19号</u>	<u>2,500</u> m ²	指定状況の変更による修正				
	指 定 場 所	所 在 地	面 積																																				
1	十勝川 <u>(西18条)</u> 雪捨場	帯広市西18条北3丁目	40,000 m ²																																				
2	札内川 <u>(依田)</u> 雪捨場	幕別町依田	<u>32,375</u> m ²																																				
3	札内川 (大正) 雪捨場	帯広市 <u>大正町西1線</u>	<u>8,100</u> m ²																																				
	指 定 場 所	所 在 地	面 積																																				
1	十勝川雪捨場	帯広市西18条北3丁目	40,000 m ²																																				
2	札内川 <u>(愛国)</u> 雪捨場	帯広市愛国町南9線	<u>19,500</u> m ²																																				
3	札内川 (大正) 雪捨場	帯広市 <u>富士町基線19号</u>	<u>2,500</u> m ²																																				

資料 3

帯広市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正案（令和7年11月）	現 行（令和7年2月）	備 考
96	<p>《帯広市雪害対策要綱》</p> <p>(略)</p> <p>2 常備体制</p> <p>各部<u>署</u>は、降雪、豪雪、暴風雪に対処し、常に常備の体制を整えて、その概要を総務部に報告するものとする。</p> <p>なお、各部<u>署</u>の対策は次のとおりとする。</p> <p>(1) 危機対策課</p> <p>ア 気象予報（注意報を含む。）、警報、情報等の受理、伝達について市地域防災計画に定めるところにより、その対策の万全を期するよう伝達系統を明確にしておくこと。</p> <p>イ 情報の収集に努めること。</p> <p>ウ 各班報告事項のとりまとめ及び処理状況の把握に関すること。</p> <p>エ <u>雪害対策本部設置に係る連絡調整に關すること。なお、設置については副市長（都市環境部を担任）、総務部長、都市環境部長</u>と協議し、市長の指示を求めること。</p> <p>(略)</p>	<p>《帯広市雪害対策要綱》</p> <p>(略)</p> <p>2 常備体制</p> <p>各部は、降雪、豪雪、暴風雪に対処し、常に常備の体制を整えて、その概要を総務部に報告するものとする。</p> <p>なお、各部の対策は次のとおりとする。</p> <p>(1) 危機対策課</p> <p>ア 気象予報（注意報を含む。）、警報、情報等の受理、伝達について市地域防災計画に定めるところにより、その対策の万全を期するよう伝達系統を明確にしておくこと。</p> <p>イ 情報の収集に努めること。</p> <p>ウ 各班報告事項のとりまとめ及び処理状況の把握に関すること。</p> <p>エ <u>対策本部設置、非常配備体制（雪害対策連絡部）については、都市環境部</u>と協議し、市長の指示を求めること。</p> <p>(略)</p>	文言整理による修正
97	<p>3 緊急時体制</p> <p>(1) 雪害対策本部</p> <p>異常降雪により、交通障害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、<u>緊急かつ大規模な除雪作業</u>を適正かつ円滑に実施するため、府内に「帯広市雪害対策本部」を設置し、次により緊急実施体制に入るものとする。<u>なお、災害対策本部の設置については「4 帯広市災害対策本部の設置」による。</u></p> <p>ア 本部長<u>及び副本部長</u></p> <p>(ア) 雪害対策本部の本部長は<u>副市長（都市環境部を担任）</u>があたる。</p> <p>(イ) 雪害対策本部の副本部長は総務部長及び都市環境部長があたる。</p> <p>(削る)</p> <p>イ 構成及び担当業務</p> <p><u>災害情報連絡責任者</u> 各部に地域防災計画第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定める災害情報連絡責任者（調整主幹等）を置く。</p> <p>①所属部の被害状況等の調査収集、集約、報告に関すること。</p> <p>②雪害対策本部において共有された情報、指示等の部内共有及び対応に関すること。</p>	<p>3 緊急時体制</p> <p>(1) 雪害対策本部</p> <p>異常降雪により、交通障害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、除雪作業を適正かつ円滑に実施するための<u>啓蒙、指導を積極的に進めるため、</u>府内に「帯広市雪害対策本部」を設置し、次により緊急実施体制に入るものとする。</p> <p>ア 本部長</p> <p>(ア) 雪害対策本部の本部長は<u>都市環境部長</u>があたる。</p> <p>(新設)</p> <p>(イ) <u>本部の総括及び連絡調整の業務は都市環境部土木室管理課が行うこととする。</u></p> <p>イ 構成及び担当業務</p> <p>(新設)</p>	雪害対策本部・災害対策本部設置の明確化及び雪害対策本部体制見直しによる修正

資料 3

帯広市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正案（令和7年11月）	現 行（令和7年2月）	備 考
	<p>広報広聴課 ①報道機関との連絡に関すること。 ②市民に対する除排雪情報及び協力依頼の広報に関すること。</p> <p>市民活動課 ①市民に対する除排雪の協力依頼等に関すること。</p> <p>危機対策課 ①雪害対策計画に関すること。 ②<u>雪害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事項（除排雪に関することは除く）。</u> ③<u>災害対応関係機関との連絡調整に関する事項（除排雪に関することは除く）。</u> ④<u>気象の情報収集・伝達に関する事項。</u> ⑤<u>路上駐車等の交通対策に関する事項。</u> ⑥<u>冬道の交通安全の指導に関する事項。</u></p> <p>消防課 ①消防機関との連絡調整に関する事項。</p> <p>川西支所 ①川西ステーションの支援に関する事項。</p> <p>大正支所 ①大正ステーションの支援に関する事項。</p> <p>管理課 ①<u>雪害対策本部のうち除排雪に関する庶務及び各部との連絡調整に関する事項。</u> ②<u>除排雪の指導及び相談に関する事項。</u> ③<u>市民からの除雪依頼の受理・伝達に関する事項。</u> ④<u>道路維持課及び協力課との連絡調整に関する事項。</u> ⑤<u>除排雪の補助に関する事項。</u></p> <p>土木課 ①<u>除排雪の指導及び相談に関する事項。</u> ②<u>除排雪の補助に関する事項。</u></p> <p>道路維持課 ①<u>除排雪の実施に関する事項。</u> ②<u>市民からの除排雪の相談及び苦情等の処理に関する事項。</u> ③<u>協力課及び除排雪関係機関との連絡調整に関する事項。</u></p> <p>都市環境部各課 ①<u>除排雪の業務補助に関する事項。</u> <u>都市政策課</u> ①<u>公共交通に関する事項。</u></p> <p>清掃事業課 ①<u>降雪時のごみ収集に関する事項。</u></p> <p>介護高齢福祉課 ①<u>独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事項。</u></p> <p>障害福祉課 ①<u>独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事項。</u></p>	<p>広報広聴課 ①報道機関との連絡に関すること。 ②市民に対する除排雪情報及び協力依頼の広報に関すること。</p> <p>市民活動課 ①市民に対する除排雪の協力依頼等に関すること。</p> <p><u>総務部</u>危機対策課 ①雪害対策計画に関すること。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>②<u>気象の情報収集・伝達に関する事項。</u> ③<u>路上駐車等の交通対策に関する事項。</u> ④<u>冬道の交通安全の指導に関する事項。</u></p> <p><u>総務部</u>消防課 ①消防機関との連絡調整に関する事項。</p> <p>川西支所 ①川西ステーションの支援に関する事項。</p> <p>大正支所 ①大正ステーションの支援に関する事項。</p> <p><u>都市環境部</u>管理課 ①<u>雪害対策本部に関する総括。</u> ②<u>除排雪の指導及び相談に関する事項。</u> ③<u>市民からの除雪依頼の受理・伝達に関する事項。</u> ④<u>道路維持課及び協力課との連絡調整に関する事項。</u> ⑤<u>除排雪の補助に関する事項。</u></p> <p>土木課 ①<u>除排雪の指導及び相談に関する事項。</u> ②<u>除排雪の補助に関する事項。</u></p> <p>道路維持課 ①<u>除雪の実施に関する事項。</u> ②<u>市民からの除雪の相談及び苦情等の処理に関する事項。</u> ③<u>協力課及び除雪関係機関との連絡調整に関する事項。</u></p> <p>都市環境部各課 ①<u>除排雪の業務補助に関する事項。</u> (新設)</p> <p>清掃事業課 ①<u>降雪時のごみ収集に関する事項。</u></p> <p>介護高齢福祉課 ①<u>独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事項。</u></p> <p>障害福祉課 ①<u>独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事項。</u></p>	

資料 3

帯広市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正案（令和7年11月）	現 行（令和7年2月）	備 考
	<p>観光交流課 ①広報活動に関すること。</p> <p>水道課 ①広報活動に関すること。</p> <p>下水道課 ①広報活動に関すること。</p> <p>学校教育課 ①スクールバスの運行に関すること。 ②小中学校の臨時休校等に関すること。</p> <p><u>その他関係課</u> ①雪害対策に関すること。</p> <p><u>ウ 関係機関への要請</u> (ア) 国や北海道、自衛隊などの災害対応関係機関や除排雪関係機関に対し、情報連絡員などの派遣や支援について、必要に応じて調整及び要請を行う。</p> <p><u>(2) 除排雪の推進</u> <u>帯広市総合除雪基本計画等に基づき除排雪業務を推進する。</u> (削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>観光交流課 ①広報活動に関すること。</p> <p><u>上下水道部</u> 水道課 ①広報活動に関すること。</p> <p>下水道課 ①広報活動に関すること。</p> <p>学校教育課 ①スクールバスの運行に関すること。 ②小中学校の臨時休校等に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 除雪の推進</u> <u>ア 交通路の確保</u> 道路維持課は、除雪に対して気象条件及び降雪の状況を常に把握し、かつ常備計画に従い、<u>交通路の確保</u>のため、<u>除雪の推進</u>に努めなければならない。 また、現有機能をもって、緊急に交通路の確保が困難と判断したときは、民間の車両を借上げ、これに対処するものとする。</p> <p><u>イ 除雪実施の方針</u> 除雪車の運行路線及びその順位は、基本方針に従いあらかじめ定めたところによる。 ただし、気象条件、降雪の状況により関係機関と協議のうえ変更することができる。</p> <p><u>ウ 病院搬送、火災等で緊急に交通路の確保の要請があった場合は、優先的かつ速やかに対応するよう措置することとする。</u></p> <p><u>(3) 排雪の促進</u> <u>ア 排雪作業は、市独自の排雪及び市民の協力による排雪を2通りとし、次によるものとする。</u> <u>(ア) 市独自の排雪</u> 降雪終了後に行うものとし、その範囲は交差点及びその附近とする。</p> <p><u>(イ) 協力排雪</u> 市民の協力体制があつて申し込みのあったものについて運搬用の車両を提供し、その区域は概ね中心街とする。</p>	<p>関係機関への要請等の追記による修正</p> <p>除雪・排雪の取組について、総合除雪基本計画等に基づく内容とする修正</p>

資料 3

帯広市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正案（令和7年11月）	現 行（令和7年2月）	備 考
	<p>4 帯広市災害対策本部の設置</p> <p>災害対策本部の設置基準は、地域防災計画第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定めるところによるものとするが、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。</p> <p>イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。</p> <p>ウ <u>電気、通信、水道等のインフラなどに影響が生じる場合など、市民生活に大きな支障をきたすような状況が発生し、又は発生が見込まれるとき。</u></p> <p>エ 雪害対策本部態勢だけでの対応が困難であり、全序的に協力、動員を要する場合。</p> <p>(1) 対策本部の組織態勢</p> <p>対策本部の組織態勢については「帯広市災害対策本部」の定めるところによるものとし、全体的な<u>庶務</u>は総務部総務班とする。</p> <p>(2) 雪害対策連絡部</p> <p>上記(1)の場合、状況により必要があると認める時は他班の職員を加え、総務部内に単独の「雪害対策連絡部」を設置することができる。</p> <p>(3) 雪害対策連絡部は、次のことを行うものとする。</p> <p>ア 気象予警報等情報の収集に関すること。</p> <p>イ 雪害対策に関する各種情報の収集及び処理状況のとりまとめに関すること。</p> <p>ウ 雪害時における関係機関、協力機関との連絡調整に関すること。</p> <p>エ 除排雪の現況把握に関すること。</p> <p>オ その他雪害対策の推進に関すること。</p> <p>(4) 各部業務の推進</p> <p>各部は、<u>地域防災計画第3章第3節別表3「各部班の所掌事務」に基づき各業務を推進する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>4 帯広市災害対策本部の設置</p> <p>災害対策本部の設置基準は、地域防災計画第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定めるところによるものとするが、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。</p> <p>イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。</p> <p>ウ <u>市民生活に大きな支障をきたすような状況が発生し、又は発生が見込まれるとき。</u></p> <p>エ 雪害対策本部態勢だけでの対応が困難であり、全序的に協力、動員を要する場合。</p> <p>(1) 対策本部の組織態勢</p> <p>対策本部の組織態勢については「帯広市災害対策本部」の定めるところによるものとし、全体的な<u>総括事務</u>は総務部総務班とする。</p> <p>(2) 雪害対策連絡部</p> <p>上記(1)の場合、状況により必要があると認める時は他班の職員を加え、総務部内に単独の「雪害対策連絡部」を設置することができる。</p> <p>(3) 雪害対策連絡部は、次のことを行うものとする。</p> <p>ア 気象予警報等情報の収集に関すること。</p> <p>イ 雪害対策に関する各種情報の収集及び処理状況のとりまとめに関すること。</p> <p>ウ 雪害時における関係機関、協力機関との連絡調整に関すること。</p> <p>エ 除排雪の現況把握に関すること。</p> <p>オ その他雪害対策の推進に関すること。</p> <p>(4) 各部業務の推進</p> <p>各部は、<u>豪雪、暴風雪に対処し、交通路確保との間連において、関係機関との連携のもとに、次によりその手配に万全を期すものとする。</u></p> <p>ア 総務部</p> <p>(ア) <u>交通安全の推進</u></p> <p>(イ) <u>交通事故防止の一環として街ぐるみ排雪運動の展開</u></p> <p>イ 経済部</p> <p>(ア) <u>生鮮食料品の確保対策</u></p> <p>ウ 農政部</p>	<p>文言整理による修正</p> <p>影響状況の明確化による修正</p> <p>文言整理による修正</p> <p>地域防災計画に基づく内容とする修正</p>

資料 3

帯広市地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表

頁	修正案（令和7年11月）	現 行（令和7年2月）	備 考										
		<p><u>(ア) ビニールハウス等営農施設の倒壊防止対策</u></p> <p><u>(イ) 牛乳搬出路確保対策</u></p> <p><u>(ウ) 早期融雪（対春耕）の促進指導</u></p> <p><u>エ 市民福祉部</u></p> <p><u>(ア) 救急患者受入対策</u></p> <p><u>(イ) 独居老人・障害者の安全確保対策</u></p> <p><u>(ウ) ボランティアの除雪協力受け入れ対策</u></p> <p><u>(エ) 豪雪時における排雪については、商店、町内会等の地域、商工会議所と一体のもと街ぐるみ運動を短期間に強力に推進</u></p> <p><u>オ 都市環境部</u></p> <p><u>(ア) 融雪時における溢水及び排水対策</u></p> <p><u>(イ) し尿処理等清掃事業の推進</u></p>											
5	被害調査 各部は、応急対策業務が概ね完了次第、速やかに被害状況を調査し、総務部にその都度報告するものとする。 (削る)	5 被害調査 各部 <u>(班)</u> は、応急対策業務が概ね完了次第、速やかに <u>次により</u> 被害状況を調査し、総務班にその都度報告するものとする。 (1) <u>市施設の被害については、その所管する班が行う。</u> (2) <u>商工業関係については、経済部、農業関係については農政部がそれぞれ行う。</u> (3) <u>市内における建築物被害については、政策推進部家屋調査第1班と都市環境部家屋調査第2班が行う。</u>	各部での対応とする内容に修正										
6	除排雪機械配置状況 道路除排雪機械は市車両によるほか、民間委託により実施する。	6 除排雪機械配置状況 道路除排雪機械は市車両によるほか、民間委託により実施する。											
99	<p>5 積雪深観測所（気象庁）</p> <table border="1"> <tr> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>帯広</td> <td>帯広市東4条南 帯広測候所</td> </tr> <tr> <td>帯広泉</td> <td>帯広市泉町西9線中 帯広航空気象観測所</td> </tr> </table>	観測所名	所在地	帯広	帯広市東4条南 帯広測候所	帯広泉	帯広市泉町西9線中 帯広航空気象観測所	<p>5 積雪深観測所（河川情報センター提供）</p> <table border="1"> <tr> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>帯広</td> <td>帯広市西3条北3丁目3-16 土勝川</td> </tr> </table>	観測所名	所在地	帯広	帯広市西3条北3丁目3-16 土勝川	提供元の変更による修正
観測所名	所在地												
帯広	帯広市東4条南 帯広測候所												
帯広泉	帯広市泉町西9線中 帯広航空気象観測所												
観測所名	所在地												
帯広	帯広市西3条北3丁目3-16 土勝川												